草津市(平成24年5月1日から)

早年中(平成 24 中 3 月 1 日から)				
対象建築物	構造		特定工程	特定工程後の工程
建築しようとする部分が、次のいずれ	木造		土台、柱、はり及び筋交い(以下	木造の軸組を覆う床、壁または
かに該当する建築物を対象とする。			この表において「木造の軸組」と	天井を設ける工事の工程(枠組
(1) 新設部分の延べ面積が50㎡を			いう。)を金物により接合する工	壁工法による場合にあっては、
超える一戸建ての専用住宅及			事の工程(枠組壁工法(平成 13	枠組を覆う屋内側の壁または
び併用住宅			年国土交通省告示第 1540 号に定	天井を設ける工事の工程)
(2) 主要構造部を木造とした建築			める工法をいう。以下この表にお	
物で地上の階数が 3 以上の建			いておなじ。) による場合にあっ	
築物(主要構造部の一部に木			ては、壁を設置する工事の工程)	
造以外の構造を併用する建築	鉄骨造	地階を	鉄骨の軸組を溶接し、またはボル	鉄骨の軸組の相互の溶接部分
物を含む。)	. , ,	除く階	ト等により接合する工事(建て	またはボルト等の接合部分を
(3) 新設部分の延べ面積が50㎡を		数が1	方)の工程	覆う工事の工程
超える長屋住宅		のもの		
(4) 法別表第1(い)欄の(1)か				
ら(4)項までに掲げる用途に		上記以	2階の床版の取り付け又は床版の	壁の外装工事または内装工事
供する建築物で、その用途に		外のも	鉄筋を配置する工事の工程	および床版に配置された鉄筋
供する部分の延べ面積が 300		の		をコンクリートその他これに
㎡を超えるもの又は 3 階以上				類するもので覆う工事の工程
の階をその用途に供するもの				,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
	鉄筋コンクリート 造、鉄骨鉄筋コン クリート造、補強 コンクリートブロ ック造、ブロック 造、組積造、プレ キャスト鉄筋コン		基礎及び地中梁に鉄筋を配置す	基礎および地中梁に配置され
			る工事の工程	た鉄筋をコンクリートその他
				これに類するもので覆う工事
				の工程
			a file - de la langua la de de la large Stri	
			2階の床およびこれを支持する梁	2階の床およびこれを支持する
			に鉄筋を配置する工事の工程	はりに配置された鉄筋をコン
	クリート造			クリートその他これに類する
				もので覆う工事の工程
	混構造		主たる構造の工程に準ずる	主たる構造の工程に準ずる

- 備考:1. 建築物の規模、敷地又は周辺の状況により段階的に工事を行う場合にあっては、その段階的に行う工事ごとに工程を 完了する範囲を中間検査の対象とする。
 - 2. 新設とは、新築、増築又は改築によって居室、台所及び便所のある独立して居住し得る住宅が新たに造られたものをいう。
- 適用除外:1. 建築基準法第85条の適用を受ける建築物
 - 2. 法第 68 条の 11 第 1 項又は法第 68 条の 23 第 1 項の規定に基づき認証を受けたものが製造する当該認証に係る型式部材等による建築物
 - 3. 丸太組構法(平成 14 年国土交通省告示 411 号に定める工法をいう。)による建築物
 - 4. 移転する建築物